

岩 手 県 報

第 1 0 4 5 7 号
平 成 1 7 年 5 月 1 7 日
火 曜 日

毎 週 火 ・ 金 曜 日 2 回 発 行

目 次

規 則	頁
○農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則（団体指導課）	1
告 示	
○介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指 定.....（長寿社会課）	1
○県営土地改良事業計画の変更（土淵地区ほか）（農村計画課）	2
○家畜伝染病予防法第52条の規定に基づく報告の徴求 の廃止.....（畜産課）	2
○建設業の許可の取消し.....（建設技術振興課）	2
○道路の区域の変更.....（道路環境課）	3
○県道の供用の開始.....（ ）	4
盛岡地方振興局長告示	
○介護保険法施行規則の規定による指定居宅サービス 事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....	4
○介護保険法施行規則の規定による指定居宅介護支援 事業所の指定に係る事業所の名称の変更.....	4
○介護保険法施行規則の規定による指定居宅介護支援 事業所の指定に係る事業所の所在地の変更.....	4
花巻地方振興局長告示	
○介護保険法施行規則の規定による指定居宅サービス	

事業の廃止.....	4
千厩地方振興局長告示	
○介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業所の 指定.....	5
大船渡地方振興局長告示	
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業所の 指定.....	5
釜石保健所長告示	
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業所の 指定.....	5
久慈保健所長告示	
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業所の 指定.....	6
特定調達公告	
○随意契約の相手方の決定.....（岩手県工業技術センター）	6
○随意契約の相手方の決定.....（大船渡地方振興局水産部）	6
○随意契約の相手方の決定.....（釜石地方振興局水産部）	7
○随意契約の相手方の決定.....（宮古地方振興局水産部）	7
○随意契約の相手方の決定.....（久慈地方振興局水産部）	7
○随意契約の相手方の決定.....（学校教育課）	8
選挙管理委員会告示	
○不在者投票ができる病院等の指定の一部改正.....	8
監査委員告示	
○定期監査に係る留意改善を要する事項に対する措置 についての岩手県知事及び岩手県教育委員会からの 通知の公表.....	8

規 則

農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

平成17年 5月17日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第64号

農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

農業近代化資金利子補給規則（昭和36年岩手県規則第58号）の
一部を次のように改正する。

第 1 条中「農業近代化資金助成法」を「農業近代化資金助成法」
に改める。

第 5 条中「農業近代化資金助成法施行令」を「農業近代化資金
助成法施行令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岩手県告示第430号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第48条第 1 項第 1 号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成17年 5月17日

岩手県知事 増 田 寛 也

介護保険事 業所番号	施 設 の 名 称	施 設 の 開 設 の 場 所	開 設 者 の 名 称	指定年月 日
---------------	-----------	-----------------	-------------	-----------

0370300329

介護老人福祉施設ひまわり

大船渡市大船渡町字山馬越197

社会福祉法人典人会

平成17年
5月1日

岩手県告示第431号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により
定めた県営土地改良事業計画を次のとおり変更した。

なお、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第5
項の規定により、平成17年5月23日から同年6月17日まで関係書
類を縦覧に供する。

平成17年5月17日

岩手県知事 増 田 寛 也

地 区 名	縦 覧 書 類	縦 覧 場 所
土淵	当該事業計画に 係る土地改良事 業計画書の写し	遠野市役所
飯豊	〃	〃

岩手県告示第432号

家畜伝染病予防法第52条の規定に基づく報告の徴求(平成16年
岩手県告示第184号)は、平成17年5月22日限り、廃止する。

平成17年5月17日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県告示第433号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条
第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消
した。

平成17年5月17日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 処分をした年月日 平成17年3月31日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社岩手日立

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市流通センター北一丁目2
番18号

ウ 代表者の氏名 大槻文悟

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第643号

(3) 処分の内容 電気工事業、管工事業及び機械器具設置工事
業に関する一般建設業の許可の取消し(4) 処分の原因となった事実 平成17年3月29日付けで電気工
事業、管工事業及び機械器具設置工事業を廃止した旨の届出
があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

2(1) 処分をした年月日 平成17年3月30日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社カネナカ

イ 主たる営業所の所在地 釜石市甲子町第10地割461番地
10

ウ 代表者の氏名 井上 滋

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-12)第1878号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、
しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する
特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成17年3月30日付けで土木工

事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、
造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、
このことが法第29条第1項第4号に該当するものである。

3(1) 処分をした年月日 平成17年4月13日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社田中組

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市住吉町12番24号

ウ 代表者の氏名 田中勇

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-12)第2063号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、
鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一
般建設業の許可の取消し(4) 処分の原因となった事実 平成17年4月11日付けで土木工
事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装
工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、この
ことが法第29条第1項第4号に該当する。

4(1) 処分をした年月日 平成17年4月7日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社斎藤建設

イ 主たる営業所の所在地 宮古市大通二丁目4番3号

ウ 代表者の氏名 齋藤堅治

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-16)第3399号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・
土工工事業、管工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業
に関する一般建設業の許可の取消し(4) 処分の原因となった事実 平成17年3月31日付けで土木工
事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、管工事
業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出
があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成17年4月12日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社野田建設

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡野田村大字野田第16地割
32番地の2

ウ 代表者の氏名 大澤忠雄

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-12)第3520号

(3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一
般建設業の許可の取消し(4) 処分の原因となった事実 平成17年4月5日付けで土木工
事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、この
ことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成17年4月4日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 米内建設

イ 主たる営業所の所在地 久慈市大川目町第22地割22番地

ウ 代表者の氏名 米内利夫

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-12)第4839号

(3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一
般建設業の許可の取消し(4) 処分の原因となった事実 平成17年4月1日付けで土木工
事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、この

ことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成17年4月12日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社坂下建設

イ 主たる営業所の所在地 久慈市畑田第21地割51番地

ウ 代表者の氏名 坂下勝利

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-12）第6122号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成17年4月6日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成17年3月29日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社阿部正工務店

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市西仙北三丁目20番30号

ウ 代表者名の氏名 阿部正男

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-13）第7782号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成17年3月28日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成17年3月29日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社阿部正工務店

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市西仙北三丁目20番30号

ウ 代表者名の氏名 阿部正男

エ 許可番号 岩手県知事許可（特-13）第7782号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成17年3月28日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成17年3月31日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 北菱興業株式会社

イ 主たる営業所の所在地 北上市相去町和田尻6番地2

ウ 代表者の氏名 梅村俊明

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-12）第8597号

(3) 処分の内容 建築工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成17年3月24日付けで建築工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成17年4月19日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 女澤工務店

イ 主たる営業所の所在地 久慈市夏井町字鳥谷第6地割35番地

ウ 代表者の氏名 女澤克行

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第9778号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成17年4月15日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 平成17年4月19日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社入山建材

イ 主たる営業所の所在地 北上市大通り四丁目3番8号

ウ 代表者の氏名 高橋駿介

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第9853号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成17年4月14日付けで建築工事業、大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

岩手県告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成17年5月17日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 西根佐倉河線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧 の別	敷地の幅員	延 長
胆沢郡金ヶ崎町西根二ノ台1番2地先から餅田46番1地先まで	新	A 27.9~10.0	250.5 ^m
胆沢郡金ヶ崎町西根餅田8番1地先から46番1地先まで		B 25.0~9.6	213.7
胆沢郡金ヶ崎町西根二ノ台1番2地先から餅田46番1地先まで	旧	A 27.9~10.0	250.5

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 水沢地方振興局土木部

イ 期間 平成17年5月17日から同年6月17日まで

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 東宮野目二枚橋線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧 の別	敷地の幅員	延 長
花巻市東宮野目第3地割64番2地先から葛第5地割270番地先まで	新	142.8~111.0 ^m	416.0 ^m
	旧	39.8~37.5	416.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 ア 場所 花巻地方振興局土木部
 イ 期間 平成17年 5月17日から同年 6月17日まで

3(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 284号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧 の別	敷地の幅員	延 長
東磐井郡川崎村薄衣字久伝1番1地先から一関市弥栄字下谷起17番1地先まで	新	B 90.2～17.5 m	1,408.1 m
東磐井郡川崎村薄衣字久伝4番1地先から一関市弥栄字上谷起75番1地先まで	旧	A 20.7～7.9	1,516.0
東磐井郡川崎村薄衣字久伝1番1地先から一関市弥栄字下谷起17番1地先まで		B 90.2～17.5	1,408.1

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 ア 場所 千厩地方振興局土木部
 イ 期間 平成17年 5月17日から同年 6月17日まで

岩手県告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成17年 5月17日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 路線名 西根佐倉河線
- 2 供用開始の区間 胆沢郡金ヶ崎町西根餅田8番1地先から46番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 5月17日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 水沢地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成17年 5月17日から同年 6月17日まで

盛岡地方振興局長告示

盛岡地方振興局長告示第51号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成17年 5月17日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
0372101048	小規模ディサービスちえのわ	岩手郡滝沢村滝沢字菓子937番地3	岩手郡滝沢村字滝沢狼久保716番地	平成17年4月1日

盛岡地方振興局長告示第52号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成17年 5月17日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

介護保険事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変 更 前	変 更 後		
0370101651	城南指定居宅介護支援事業所	城南在宅介護支援センター指定居宅介護支援事業所	盛岡市神明町8番4号	平成17年4月1日

盛岡地方振興局長告示第53号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成17年 5月17日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
0372101097	ちえのわ指定居宅介護支援事業所	岩手郡滝沢村滝沢字菓子937番地3	岩手郡滝沢村字滝沢狼久保716番地	平成17年4月1日

花巻地方振興局長告示

花巻地方振興局長告示第14号

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条第3項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成17年 5月17日

花巻地方振興局長 村 井 研 二

訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370500134	花巻市社会福祉協議会指定矢沢訪問介護事業所	花巻市高松第3地割85番地1	平成17年3月31日
0370500142	花巻市社会福祉協議会指定西南訪問介護事業所	花巻市轟木7地割188番地1	平成17年3月31日
0370500159	花巻市社会福祉協議会指定宮野目訪問介護事業所	花巻市西宮野目第6地割97番地1	平成17年3月31日

千厩地方振興局長告示

千厩地方振興局長告示第16号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成17年 5月17日

千厩地方振興局長 沖 正 博

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0372700773	社団法人岩手県看護協会指定居宅介護支援事業所千厩	東磐井郡千厩町千厩字北方17番地9	社団法人岩手県看護協会	平成17年5月1日

大船渡地方振興局長告示

大船渡地方振興局長告示第14号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年 5月17日

大船渡地方振興局長 廣 田 淳

福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0371000209	株式会社小田島アクティ介護用品部高田営業所	陸前高田市気仙町字奈々切119番地	株式会社小田島アクティ	平成17年5月1日

釜石保健所長告示

釜石保健所長告示第1号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年 5月17日

釜石保健所長 阿 部 裕 行

1 通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称又は開設者の氏名	指定年月日
-----------	--------	---------	----------------	-------

0352980015	介護老人保健施設やまゆりの里	上閉伊郡宮守村字達曾部第27地割20番11	医療法人中膺会	平成17年 4月11日
------------	----------------	-----------------------	---------	----------------

2 短期入所療養介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称又は開設者の氏名	指定年月日
0352980015	介護老人保健施設やまゆりの里	上閉伊郡宮守村字達曾部第27地割20番11	医療法人中膺会	平成17年 4月11日

久慈保健所長告示

久慈保健所長告示第1号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年 5月17日

久慈保健所長 橋 本 功

1 通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称又は開設者の氏名	指定年月日
0350780003	介護老人保健施設リハビリタウンくじ	久慈市旭町第8地割100番地2	医療法人健生会	平成17年 3月30日

2 短期入所療養介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称又は開設者の氏名	指定年月日
0350780003	介護老人保健施設リハビリタウンくじ	久慈市旭町第8地割100番地2	医療法人健生会	平成17年 3月30日

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成17年 5月17日

岩手県工業技術センター所長 斎 藤 紘 一

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量 研究設備賃貸借 1式
(非接触シート抵抗測定装置、ホール効果測定装置、フォトルミネッセンス測定装置、分子線エピタキシー装置、両面マスク

アライナー装置、三元スパッタ装置 各1式)

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 岩手県工業技術センター 岩手県盛岡市飯岡新田3地割35番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成17年 3月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 ダイヤモンドリース株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目3番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 48,888,000円
- 6 随意契約によることとした理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第2項に該当

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成17年 5月17日

大船渡地方振興局長 廣 田 淳

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量 さけ稚魚 32,051,000尾
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 大船渡地方振興局水産部 岩手県大船渡市猪川町字前田6番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成17年 3月18日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地並びに随意契約の相手方ごとの契約数量及び契約金額

名 称	所 在 地	契 約 数 量	契 約 金 額
吉浜漁業協同組合	大船渡市三陸町吉浜字上野24番地1	3,110,000尾	3,732,000円
越喜来漁業協同組合	大船渡市三陸町越喜来字杉下90番地2	2,826,000尾	4,476,000円
綾里漁業協同組合	大船渡市三陸町綾里字港16番地2	2,375,000尾	2,850,000円
盛川鮭鱒増殖協議会	大船渡市赤崎町字石橋前10番地7	8,480,000尾	10,176,000円
広田湾漁業協同組合	陸前高田市広田町字泊102番地4	15,260,000尾	18,312,000円

- 5 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号に該当

~~~~~

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成17年 5月17日

釜石地方振興局長 佐々木 茂

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量 さけ稚魚 45,890,000尾
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 釜石地方振興局水産部 岩手県釜石市新町6番50号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成17年 3月15日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地並びに随意契約の相手方ごとの契約数量及び契約金額

| 名 称        | 所 在 地             | 契 約 数 量     | 契 約 金 額     |
|------------|-------------------|-------------|-------------|
| 大槌町漁業協同組合  | 上閉伊郡大槌町安渡三丁目11番6号 | 18,650,000尾 | 22,380,000円 |
| 釜石東部漁業協同組合 | 釜石市箱崎町第7地割61番地2   | 8,250,000尾  | 9,900,000円  |
| 釜石湾漁業協同組合  | 釜石市大字平田第3地割46番地   | 1,980,000尾  | 2,376,000円  |
| 唐丹町漁業協同組合  | 釜石市唐丹町字小白浜533番地   | 17,010,000尾 | 20,412,000円 |

- 5 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号に該当

~~~~~

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成17年 5月17日

宮古地方振興局長 山 瀬 宗 光

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量 さけ稚魚 102,980,000尾
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮古地方振興局水産部 岩手県宮古市五月町1番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成17年 3月22日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地並びに随意契約の相手方ごとの契約数量及び契約金額

名 称	所 在 地	契 約 数 量	契 約 金 額
田野畑村漁業協同組合	下閉伊郡田野畑村島越104番地2	4,520,000尾	5,424,000円
小本浜漁業協同組合	下閉伊郡岩泉町小本字家の向221番地1	14,130,000尾	16,956,000円
田老町漁業協同組合	下閉伊郡田老町字荒谷2番地	23,740,000尾	29,392,000円
宮古漁業協同組合	宮古市光岸地4番40号	36,965,000尾	47,070,000円
重茂漁業協同組合	宮古市大字重茂第1地割字西大館37番地の1	10,230,000尾	12,728,000円
大沢漁業協同組合	下閉伊郡山田町大沢第8地割98番地1	1,580,000尾	2,348,000円
山田湾漁業協同組合	下閉伊郡山田町中央町11番14号	1,585,000尾	1,902,000円
織笠漁業協同組合	下閉伊郡山田町織笠第11地割105番地	10,230,000尾	13,632,000円

- 5 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号に該当

~~~~~

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成17年 5月17日

久慈地方振興局長 宮 館 壽 喜

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量 さけ稚魚 54,705,000尾
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 久慈地方振興局水産部 岩手県久慈市八日町1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成17年 3月17日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地並びに随意契約の相手方ごとの契約数量及び契約金額

| 名 称      | 所 在 地             | 契 約 数 量    | 契 約 金 額    |
|----------|-------------------|------------|------------|
| 種市漁業協同組合 | 九戸郡種市町第22地割131番地1 | 1,015,000尾 | 1,218,000円 |

|                   |                     |             |             |
|-------------------|---------------------|-------------|-------------|
| 有家川さけ・ますふ化放流事業共同体 | 九戸郡種市町第3地割85番地1     | 4,520,000尾  | 5,424,000円  |
| 種市南漁業協同組合         | 九戸郡種市町第3地割85番地1     | 510,000尾    | 612,000円    |
| 久慈川漁業協同組合         | 久慈市田高一丁目10番地        | 15,995,000尾 | 19,194,000円 |
| 野田村漁業協同組合         | 九戸郡野田村大字野田第27地割73番地 | 10,910,000尾 | 13,092,000円 |
| 下安家漁業協同組合         | 九戸郡野田村大字玉川第2地割14番地  | 14,410,000尾 | 17,292,000円 |
| 普代村漁業協同組合         | 下閉伊郡普代村第9地割字銅屋31番地4 | 7,345,000尾  | 8,814,000円  |

5 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号に該当

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成17年5月17日

岩手県知事 増田 寛也

- 1 随意契約に係る物品（特定役務）の名称及び数量 岩手県立総合教育センター情報機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課、室等（部局等）の名称及び所在地 岩手県立総合教育センター 岩手県花巻市北湯口第2地割82番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成17年3月25日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額 87,990,000円
- 6 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号に該当

## 選挙管理委員会告示

### 岩手県選挙管理委員会告示第23号

不在者投票ができる病院等の指定（昭和45年岩手県選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

平成17年5月17日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

- 1 病院の表岩手医科大学歯学部附属病院の項を削る。
- 2 老人ホームの表千厩町立特別養護老人ホーム千寿荘の項中「千厩町立特別養護老人ホーム千寿荘」を「社会福祉法人千厩寿慶会特別養護老人ホーム千寿荘」に改める。

## 監査委員告示

### 岩手県監査委員告示第19号

定期監査結果の公表（平成17年岩手県監査委員告示第7号）及び定期監査結果の公表（平成17年岩手県監査委員告示第13号）により公表した定期監査に係る留意改善を要する事項に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事及び岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年5月17日

岩手県監査委員 吉田 昭彦

岩手県監査委員 田村 正彦

岩手県監査委員 一戸 克夫

岩手県監査委員 谷地 信子

〔措置通知書〕

保 福 第 13 号

平成17年4月5日

岩手県監査委員 吉田 昭彦 様

岩手県監査委員 田村 正彦 様

岩手県監査委員 一戸 克夫 様

岩手県監査委員 谷地 信子 様

岩手県知事 増田 寛也

定期監査に係る留意改善を要する事項の措置結果について  
平成17年3月30日付け岩監第80号により提出のありました、定期監査の結果に関する報告における留意改善を要する事項のうち、保健福祉部に係るものについて、下記のとおり措置しましたので、通知します。

記

#### 1 報告内容

岩手県環境保健研究センター

職員手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、64,230円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

#### 2 措置を講じた内容

支給すべき金額より少なく支給していたものに係る差額64,230円を平成17年2月15日に支給した。

〔措置通知書〕

教 総 第 318 号

平成17年3月31日

岩手県監査委員 吉田 昭彦 様

岩手県監査委員 田村 正彦 様

岩手県監査委員 一戸 克夫 様

岩手県監査委員 谷地 信子 様

岩手県教育委員会

定期監査の結果に係る留意改善を要する事項の措置結果について

平成17年3月3日付け岩監第75号により提出がありました定期監査の結果に関する報告の中で、留意改善を要するとされた事項について、下記のとおり措置したので通知します。

記

#### 1 留意改善を要する事項

##### (1) 岩手県立西和賀高等学校

期限付臨時職員の賃金の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、79,320円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

##### (2) 岩手県立広田水産高等学校

職員手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給



しているものが1件、230,709円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

2 措置内容

(1) 上記1(1)については、支給すべき金額より少なく支給していたものに係る差額79,320円を平成17年3月18日に支給した。

(2) 上記1(2)については、支給すべき金額より少なく支給していたものに係る差額230,709円を平成16年12月28日に支給した。

岩手県報 第10457号

平成17年5月17日 印刷

平成17年5月17日 発行

発行人 岩 手 県

発行日 毎週火・金曜日（これらの日が休日に当たるときは、その翌日）

購読料 1箇月 3,400円（送料共）

印刷者 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 藤 浦 信  
印刷兼発売所 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社